

八潮市水道告示第 7 7 号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 1 1 月 8 日

八潮市長 大山 忍

1 入札対象案件

- (1) 件 名 中央浄水場・南部配水場で使用する電気
(単価契約)
- (2) 契約期間 別紙仕様書のとおり
- (3) 需要場所 別紙仕様書のとおり
- (4) 発注内容 別紙仕様書のとおり

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 令和 5・6 年度八潮市競争入札参加資格者名簿（物品等）に登録がある者であること。
- (2) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定に基づく小売電気事業者の登録を受けた者（以下「小売電気事業者」という。）であること。
- (3) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、更正手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の入札参加資格の再審査を受けている者を除く。
- (5) 八潮市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から入札日までの期間に指名停止措置又は指名除外措置を受けた場合は、参加

資格を失うものとする。

- (6) 当該業務について、本入札公告の日から過去5年以内に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と契約を締結した実績が2件以上あること。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 一般競争入札参加申込書の提出

入札参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書（様式第1号）を提出しなければならない。また、期限までに申込書を提出しない者は、本入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加申込書提出期限

令和6年11月15日（金）午後5時00分

- (2) 一般競争入札参加申込書の提出方法及び提出場所

一般競争入札参加申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、八潮市水道部施設課浄配水・計画担当まで持参又は郵送で提出すること。

4 質問方法

本件の仕様書に対する質問方法等については、次のとおりとする。

- (1) 質問書提出期限

令和6年11月13日（水）午後3時00分

（質問書提出期限以降の質問及び指定する方法によらない質問は、一切受け付けないものとする。ただし、事務手続に関する質問はこの限りではない。）

- (2) 提出方法及び提出場所

様式第2号の質問書により八潮市水道部施設課浄配水・計画担当へ直接持参による提出又は電子ファイルを電子メール

(suido-shisetsu@city.yashio.lg.jp) に添付し送信することとする。

(3) 回答日

令和 6 年 1 1 月 1 5 日 (金)

(4) 回答方法

八潮市水道部施設課浄配水・計画担当において回答書の閲覧の方法にて回答する。なお、質問者に対しては、電子メール等により回答する。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 6 年 1 1 月 1 9 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

(2) 場所

八潮市役所 4 階会議室 4 - 2

6 入札方法及び留意点

- (1) 契約については、単価により行うので、入札にあたっては基本料金、月毎の電力量の単価を設定することを条件とする。
- (2) 入札は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投函すること。なお、入札書は原則として八潮市指定の様式を用いるものとする。
- (3) 入札に参加する者は、1 業者 1 人とする。
- (4) 入札保証金は免除とする。
- (5) 入札開始後入札会場に到着した者は、入札に参加できない。
- (6) 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。
- (7) 入札に参加する者の数が 1 人である場合でも、原則として入札を執行する。
- (8) 入札した入札書の書換えは、理由の如何を問わず、書換え、引換

え又は撤回をすることはできない。

(9) 入札書に記載する金額

- ① 入札書には、本仕様書における予定契約電力(kW)、年間予定使用電力量(kWh)を元に算出した予定総額(消費税抜き)を記載することとする。なお、予定総額とは、基本料金と電力量料金を12か月分の額(消費税抜き)で燃料費等調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く一切の諸経費を含めたものとする。
- ② 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。
- ③ 本入札の予定価格については、事前公表はしない。

(10) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出することとする。

なお、積算内訳は、別添様式(入札書積算内訳書)に記入をするものとする。ただし、当様式に積算の内訳を記載できない場合は、当様式を見本に任意様式にて記載をして提出するものとする。

(11) 入札書積算内訳書に記載する単価については、消費税及び地方消費税を加算した額を記入するものとする。

(12) 再度の入札

初度入札において落札候補者がいないときは、再度入札を行う。

- ① 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。

ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

② 再度の入札は、２回まで行う。

③ 再度の入札においては、入札書積算内訳書の提出を不要とする。

(13) 不調時の取扱い

再度入札によってもなお落札候補者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

① 再度入札において無効な入札を行った者は、随意契約の相手方となることはできない。

② 随意契約の方法による契約の締結を行うときは、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札場所において直ちに、契約の相手となることを希望する者から２回の範囲内で見積書を提出させて、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の候補者とする。この場合においての見積書は、入札書の「入札」を「見積」に訂正したもの、又はこれと同等と認められるものを使用することとする。

(14) その他

① 入札に当たっては私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に違反する行為を行ってはならない。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り止めることがある。

7 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 郵便、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

③ 談合その他不正行為があったと認められる入札

- ④ 委任状を提出しないで代理人のした入札
- ⑤ 入札書の金額、氏名、陰影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札
- ⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- ⑧ 一般競争入札参加資格申込書等（添付書類を含む。）提出書類に虚偽の記載を行った者の入札
- ⑨ 同一の入札において同一人がした２つ以上の入札（代理人の場合も含む。）
- ⑩ その他、入札の条件及び公示に示す事項に反した者がした入札

(2) 失格

入札及び開札の日時及び場所に記した日時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格となる。

8 落札候補者の決定方法

- (1) 有効な入札をした入札者のうち、入札書積算内訳書に記載されたすべての施設におけるすべての基本料金（単価）及び従量料金（単価）がそれぞれの施設における予定料金（単価）の範囲内である入札をしたもので、入札書記載の入札総額（それぞれの施設の予定契約電力（kW）、年間予定使用電力量（kWh）に基本料金と従量料金及び力率補正等を乗じて得た額の合計額）が市の定める予定価格以下で最低の価格である者を落札候補者とする。

本入札においては、対象２施設についてそれぞれ予定基本料金（単価）、予定従量料金（単価）を設定している。したがって対象２施設におけるそれぞれの予定基本料金（単価）、予定従量料金（単価）を

1 つでも上回る料金がある場合、落札候補者とならないので、留意すること。

- (2) 落札候補者となるべき者が 2 者以上ある場合には、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせて、その結果により順位を決定するくじを引かせて順位を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がある場合は、これに代えて当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

9 資格確認書類の提出

開札終了後、落札候補者は次に掲げる資格確認書類について落札候補者決定を受けた日の翌日から起算して 2 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に下記提出場所に提出すること。なお、期限までに提出がないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(1) 提出場所

八潮市中央一丁目 3 番地 1

八潮市 水道部 施設課 浄配水・計画担当 （水道庁舎 2 階）

電話：048-996-4216（直通）内線 379

電話：048-996-1486（代表）

(2) 提出書類（提出部数は各 1 部）

	提出書類
①	一般競争入札参加資格確認申請書（様式第 6 号）
②	誓約書（様式第 7 号）
③	当該業務について、本入札公告の日から過去 5 年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した契約書（2 件以上）の写し

10 資格確認結果の通知

落札候補者が提出した資格確認書類を確認後、入札参加資格要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定したうえ、当該落札者に通知する。落札候補者が提出した資格確認書類を確認後、入札参加資格要件を満たしていないとした場合は、次の入札価格の低い者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで審査を行う。

なお、入札資格要件を満たしていないとした場合には、一般競争入札参加不適格通知書（様式第8号）にその理由を明記して通知する。

また、落札候補者が入札資格要件を満たしていないとした場合には、次の順位の者から適格者が確認できるまで順次審査を行うため、資格確認申請書類の提出を求められた者は、求められた日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に上記提出場所に提出することとする。なお、期限までに提出がないときは、無効とする。

11 契約

- (1) 落札者は、落札決定を受けた日から起算して7日以内に、契約書に記名押印のうえ印紙を貼付して八潮市水道部施設課浄配水・計画担当に提出するものとする。また、契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。なお、期限までに契約書の提出がないときは、落札決定の効力を失うものとする。
- (2) 契約保証金は免除とする。
- (3) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

12 特約事項

- (1) この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算

について減額又は削減があった場合、発注者（八潮市）は、この契約を変更し、又は解除することができる。

- (2) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、受注者（落札者）に損害が生じたときには、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）、八潮市契約規則（平成7年規則第16号）その他関係法令の定めるところによるものとする。
- (2) 提出された確認資料等については、返却しないものとする。
- (3) 入札参加者は、入札後、本件に関する公告、仕様書、規則等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的での使用を禁じるものとする。

14 問い合わせ先

八潮市中央一丁目3番地1

八潮市 水道部 施設課 浄配水・計画担当 （水道庁舎2階）

電話：048-996-4216（直通） 内線 379

048-997-1486

電子メール：suido-shisetsu@city.yashio.lg.jp